

(一社)九州貸切バス適正化センター 令和5年度第2回諮問委員会 議事内容

日 時：令和6年3月7日(木)13:30~15:30

場 所：陸運会館6階小2会議室

出席者：(適正化事業諮問委員)湯地委員(委員長)、福田委員、吉城委員、古村委員
(適正化センター)大迫事務局長、宮里事務員

議事録

定刻となったので、事務局長が開会を宣言し、4名中4名全委員の出席があり、諮問委員会が成立していることを宣言し、適正化センターから諮問の趣旨の説明があり、以下諮問委員長の指揮で委員会が始まった。

【諮問事項の審議】

湯地委員長：諮問1の「令和6年度の事業計画・収支予算ならびに資金計画について」事務局から説明してください。

事務局：資料1により説明

古村委員：長崎県、大分県、鹿児島県は各県のバス協会に委託するが、指導員のスキルは適正化センターと同じレベルなのか。

事務局：指導員の指名については国の基準があり、国の行う自動車運送事業の監査に係る実務経験者又は自動車監査業務(基礎)研修を聴講した者若しくは巡回指導の実施方法等についての研修を受講した者等を指名できる。長崎、大分については1名ずつ運輸局出身の専務がおり、監査の実務経験がある。その他の指導員はバス事業者の経験者でもあり、国の監査官研修や指導員のための研修を受講している。鹿児島の指導員予定者もバス事業者経験者で来週研修会を開催するので、受講してもらい指名する予定になっている。

以上の議論があり諮問1について満場一致で可決した。

湯地委員長：諮問2の「令和6年度事業負担金の額及びその徴収方法について」事務局から説明してください。

事務局：資料2により説明。

吉城委員：負担金の額は、他の管轄の適正化機関と比べて差はあるのか。

事務局：他の管轄との差はあるが、中間位の額である。組織の人員、巡回指導の旅費関係で地域によって差はでてくる。

湯地委員長：来年度より指導員が1名減員になるが、昨年と比べて1人当たりの巡回回数が増えるのか。

事務局：今回は116件の軽減で除外されるので、件数の割合としては、同じか少し減るくらいだ。

諮問2について満場一致で可決した。

湯地委員長：諮問3の「(公社) 鹿児島県バス協会との業務委託契約について」事務局から説明してください。

事務局：資料3により説明。

諮問3について満場一致で可決した。

湯地委員長：諮問4の「今後の適正化事業の運営体制・方法について」事務局から説明してください。

事務局：資料4により説明。

古村委員：長崎県、大分県、鹿児島県がそれぞれどれくらいの負担金を徴収しているのか。今後、各バス協会が独自で巡回をするとなると最終的にどれくらいの負担金になるのか。暴論だが、各県のバス協会に巡回を委託して、適正化センターは完全に取りまとめだけにする着地点をみいだした方がよいのでは。

事務局：3県の負担額は具体的にはわからないが、鹿児島県が2/3くらいの予定と聞いている。長崎は別途経費を徴収せず一般会計で処理している。大分は1/3足らずの経費と聞いている。

古村委員：心配なのは、各バス協会が独自で巡回指導をする体制になると、非会員の負担が大きくなるのでは。

事務局：非会員の負担は増えることになる。最低指導員は2人必要なので、指導員2人と事務員の3名体制になる可能性がある。

湯地委員長：3県のバス協会が独自で巡回しているが、他のバス協会は理解されているのか。

事務局：昨年末から理事会前の2月にかけて、各バス協会の会長にお会いした。おおむねご理解いただいているが、鹿児島の理事会としては色々な意見はあるようだが今のところ反対意見が強いようだ。いくつか案を出して運輸局にもアドバイスを受けていく。

諮問4について満場一致で可決した。以上で、諮問事項の、全ての審議が終了した。

湯地委員長：報告事項の「令和5年度事業執行状況報告」を事務局から説明してください。

事務局：資料5により説明。

以上の報告事項について了解し、諮問委員会の終了を宣言した。